

# 神戸職業補導會々則

## 第一章 名稱及目的

第一條 本會ヲ神戸職業補導會ト稱シ失業者及其家族ノ救濟ヲ圖リ且就職並ニ失業者ノ生計ノ補導ヲ爲スタメニ左ノ事業ヲ行フモノトス

一、職業ノ紹介

二、宿泊及食堂  
既設ノ職業紹介所ト聯絡ヲ取り就職ノ便宜ヲ與フ事

三、歸郷旅費  
既設ノ共同宿泊所及公設食堂ト聯絡ヲ取り失業者ニ對シ一週間以內宿泊及食事ノ便宜ヲ與フル事  
但シ特別ノ事由ニ依リテハ期間ヲ延長スル事アルベシ

四、資金ノ貸與  
失業者ニシテ歸郷セントスル場合其旅費ニ困難セル者ニ對シテハ金參拾圓以內ニ於テ實費ヲ貸與スルモノトス

五、家計補助  
失業者ニシテ獨立仕事ヲ營メントスル場合ニハ簡易ナル職業用具又ハ資金壹百圓以內ヲ貸與シ適當ナル生業ヲ得セシムルモノトス

六、疾病救濟  
失業者ガ轉業ノ爲メニ生ジタル家計困窮ノ場合ニハ三ヶ月以內ニ於テ生活費ノ一部ヲ貸與スル事アルベシ

七、授産事業  
授産事業ヲ起シ失業者中就職困難ナルモノニ對シ就業ノ便宜ヲ與フルモノトス

八、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

九、授産事業ノ計畫並ニ其經營ニ就テハ豫算書ヲ添ヘ理事會並ニ寄附者ノ協賛ヲ經ルヲ要スルモノトス

十、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

十一、授産事業ノ計畫並ニ其經營ニ就テハ豫算書ヲ添ヘ理事會並ニ寄附者ノ協賛ヲ經ルヲ要スルモノトス

十二、其他理事會ニ於テ必要ト認メタル事項

## 第二章 資産及會計

第二條 本會ノ事業ニ要スル資金ハ鐘淵紡績株式會社ノ醸出ニ係ル金拾萬圓及其他本會ノ事業ニ賛同セラル、有志ノ寄附ヲ以テ之レニ充當スルモノトス

第三條 本會資金ハ確實ナル銀行ニ預ケ入レ本縣會計課長ニ保管ヲ依囑スルモノトス

第四條 本會豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ之レヲ定メ決算ハ會計監督ノ承認ヲ經テ理事會並ニ寄附者ニ報告スルモノトス

第五條 本會ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第六條 歲計ニ剩餘アルトキハ之レヲ次年度ニ繰越スルモノトス

## 第三章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク  
常務理事 三名以內  
會計監督 一名  
理事 若干名  
書記 若干名

